平成２７年（フ）第４３号
青森県上北郡おいらせ町新助川原32番地２
おいらせ住宅３号
債務者　石切　　学
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１４４号
千葉県成田市桜田896番地
債務者　小倉　正寿
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５６号
千葉県成田市磯部574番地
債務者　石橋　恵子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１５９号
千葉県八街市八街に170番地５　市営住宅長谷団地１―26号
債務者　加藤三千代
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６０号
千葉県成田市大菅378番地３
債務者　長山　　健
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６１号
千葉県八街市東吉田226番地128　スローフォレストⅡ201
債務者　佐久間綾子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１６３号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番１―201号
債務者　大川　友子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７０号
千葉県成田市加良部５丁目３番地（８棟103号）
債務者　メシアス　アルカ　カリナ　マリソルこと　ＭＥＳＩＡＳ　ＡＬＣＡ　ＫＡＲＩＮＡ　ＭＡＲＩＳＯＬ
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７４号
千葉県印西市高花４丁目２番地５棟402号
債務者　神崎きよは（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１７７号
千葉県佐倉市大崎台２丁目８番地10　ライトハウス105号
債務者　山瀬　香織
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１８０号
千葉県佐倉市王子台５丁目10番地22　ＹＭＯ王子台202
債務者　澤田　奈美
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６７８号
埼玉県北本市深井２丁目102番地１　サンセレクト北本205、旧住所埼玉県北本市深井２丁目102番地１　サンセレクト北本304
債務者　中林　米子
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８５号
埼玉県川口市中青木４丁目20番６―204号　センチュリー川口
債務者　栗原　教明
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６８６号
埼玉県川口市中青木４丁目20番６―204号　センチュリー川口
債務者　栗原ブレンダこと　クリハラ　ブレンダ　メルカド
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７８３号
さいたま市北区別所町130番地15
債務者　甘利　セツ
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
埼玉県入間市扇町屋２丁目７番　Ａ―201号
債務者　西野美恵子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４６号
埼玉県川越市大字寺尾264番地２
債務者　大村　勝正
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
さいたま地方裁判所川越支部